

II 看護部

センターの理念に基づき、発達に支援が必要な子どもたちやそのご家族に対して、心身の成長・発達を支え、持っている能力を最大限に引き出し、自立に向け看護を提供している。また、個別性を重視した看護ケアを提供し、生命の尊さを考え、ひとりの人間として尊重し、小さな変化を見だし、その発育を支援することを目指している。

1 令和2年度の看護目標

- (1) 看護サービスの向上を図る。
- ・他部署と連携し、訪問看護や在宅支援の実施を検討する。
 - ・ワーキンググループで勤務体制を検討し、実施につなげる。
- (2) 看護職としての資質の向上を図る。
- ・現場で直面する倫理的課題を検討し、看護職としての倫理的感性の向上を図る。
 - ・マニュアルに基づいた安全で良質な看護が提供できるよう、職員の育成を図る。
 - ・障害児・者施設の職員としての自覚を持ち、専門知識や技術の向上を図り、看護実践にいかす。
 - ・人事評価と看護実践能力評価の両立を検証し、円滑に実施できるよう検討する。

2 看護部配置表

		看護要員 看護配置（平成22年4月1日より10:1）								
職名 区分	看護部長	看護部次長	看護師長	副看護師長	看護師	准看護師	介護福祉士	歯科衛生士	生活介助員	合計
看護部	1			2	2					5
外来			1	2	3			2		8
ひばり病棟			1	4	24		2			31
杉の子病棟 手術室・中材			1	5	18		3			27
生活介護			1	0	3		2			6
合計	1	0	4	13	50	0	7	2	0	77

※令和2年4月1日現在 看護部付
 児童発達支援センター 1名
 感染予防対策室 1名

3 各部門の特徴

○外来

- ・外来診療科
整形外科・小児科・小児メンタルヘルス・精神科・歯科・リハビリテーション科・眼科
耳鼻咽喉科（※診察日は診療部参照。）
- ・看護師による外来診療科に関する医療電話相談を実施（令和2年度外来窓口での電話対応2360件のうち医療相談329件）している。
- ・予防接種受託事業
県内各市町村の委託を受け、予防接種の担当医師とともに、外来診療の中で実施している。
- ・在宅療養指導管理（現在61名）に当たり、医療材料の提供および使用方法や技術面での指導を行っている。
- ・担当する職員は、看護師長以下6名（うち歯科衛生士2名）で、病棟から随時外来応援スタッフを配置し対応している。

○生活介護事業所（対象：在宅重症心身障害者）

- ・障害者総合支援法による生活介護事業所（よつ葉）として、18歳以上の重症心身障害者の日中活動支援を実施している。
- ・今年度は1日約9名の利用がある。利用時間は午前9：00～午後4：30で、送迎車2台で送迎を実施している。入浴や食事、機能訓練、余暇活動、医療的ケアなどのサービスを提供するとともに、家族支援にも取り組んでいる。年1回の家族面談を行い、連絡ノートや送迎時を利用し日々の家族との情報交換、年2回の個別支援計画を通し医師を含めて情報の共有を図っている。また、サービス担当者会議を通じ他施設との情報交換にも努めている。
- ・利用者への看護では、人工呼吸器の管理から経管栄養など全身ケアのため専門的な知識と確かな技術が求められている。3学会合同呼吸療法認定士の資格を有する看護師を2名と慢性呼吸器疾患看護認定看護師1名を配置し呼吸管理している。
- ・担当する職員は、看護師長以下5名（うち介護福祉士2名）と保育士2名で対応している。

○医療型障害児入所施設・療養介護事業所（主たる対象：重症心身障害児（者））

- ・ひばり病棟40床（障害者等入院基本料10：1＋超重症児加算）
40床の内訳は、超重症児（者）12床・重症児（者）28床、（うち空床利用型短期入所3床）である。
- ・対象となる入所児（者）は、乳幼児から学卒児（者）までの治療訓練を必要とする重症心身障害児（者）、短期入所利用児（者）、日中一時支援利用児（者）で、日常生活活動は全介助レベル（大島の分類：1）であり、医療的ケアと生活支援により発達を促していくことが重要である。
- ・脳性麻痺のほか精神発達遅滞、染色体異常、進行性疾患など、児には重複障害があり重症児のほか準超重症児も増えている。また、てんかん発作のほか脊柱の変形による消化器疾患や骨折を起こしやすい入所児（者）を対象としているのが病棟の特徴である。
- ・入所児（者）の中には経口摂取できる児もいるが、食事形態には十分な配慮が必要で、食事時の支援も重要である。入所児（者）のほとんどが経管栄養による管理が必要である。
- ・自分自身の不調を訴えることができないため普段の児をよく観察することと、緊急時の対策ができる体制づくりが求められている。

- ・担当する職員は、看護師長以下30名（うち介護福祉士2名）で、4人夜勤の3交代制を取っている。

○医療型障害児入所施設（主たる対象：肢体不自由児）

- ・杉の子病棟60床（障害者等入院基本料10：1）・手術室・中央材料室部門（兼務）
60床の内訳は、肢体不自由児棟36床・医療棟16床・母子棟8床、（うち空床利用型短期入所4床）である。
- ・対象となる入所・入院児は、乳幼児から高等部3年生までの、治療訓練を必要とする肢体不自由児、在宅で療育されている児の母子訓練入院、整形外科および歯科の手術や治療に必要な医療入院、手術後の短期集中訓練入院、また、突発的な症状への治療目的入院、短期入所利用児（者）、日中一時支援の利用児（者）で、入院・入所児（者）の日常生活活動の介助レベルは全介助からほぼ自立までと幅広い。
- ・母子棟を利用する母子入院は、家族が子どもと一緒に入院して、疾患のある子どもを理解し、家庭で療育ができるよう支援している。主に、療育全般・子どもへの関わり方・必要な訓練で、医療的ケアの習得に関しては、呼吸器・カニューレ交換・経管栄養・吸引などの手技である。また、てんかんのコントロールも含まれる。
- ・求められる看護は、医療的ケアから日常生活の支援・指導、手術看護、家族看護と幅広いことが特徴となっている。
- ・担当する職員は、看護師長以下26名（うち介護福祉士3名）で、3～4人夜勤の3交代制を取っている。
- ・手術室
第1・3月曜日に整形外科手術を実施している。（予定以外にも随時実施）
手術当日は病棟から手術応援スタッフを2～6名配置して対応している。
- ・中央材料室
病棟スタッフが兼務で、オートクレーブ・プラズマ殺菌作業、手術の準備・片付け・点検、医療材料の管理を行い、各部署および在宅児（者）への医療材料の提供を行っている。

※看護提供方式は、固定チーム・ディパートナー方式を取り入れており、看護記録はPOS、電子カルテと職員情報共有ネットがシステム化されている。

※当センターでは独自の標準看護計画が電子カルテ内にオリジナルとしてシステム化されており、看護計画の立案に効果を発揮している。

○児童発達支援センター（乳幼児通園）

- ・医療型及び福祉型児童発達支援センターに通園する乳幼児とその保護者に対し、看護職の視点から療育支援を行っている。
- ・健康観察や体調不良時の対応、予防接種歴・流行性疾患罹患状況の把握、年2回の定期健康診断等を通して児童の健康管理を行っている。
- ・安全・衛生両面から保育環境の整備を行い、感染予防に努めている。
- ・健康相談、個別指導、保護者勉強会、保健・健康に関する情報提供などを通して、保護者支援を行っている。
- ・担当する職員は、看護師1名である。

4 その他の活動

- (1) これらの部署ごとの活動をより円滑に進めていくために、看護部業務委員会・記録委員会・教育委員会・査読委員会・臨地実習指導者委員会の5つの委員会を定期に開催し、令和3年2月には看護研究発表会を実施した。また、継続看護教育として、レベル1から5までの卒業年度ごとの研修会と、部署ごとの学習会、全体研修を組み合わせる職員教育の充実を図っている。
- (2) 地域貢献と若い人材育成・将来の専門職確保のために、県内3校の看護学生の臨地実習と1校の見学実習、歯科衛生士の実習などを引き受けて、その指導に当たった。また、随時インターンシップや見学を受け入れている。
- (3) 隣接する「秋田きらり支援学校」の依頼により、看護師派遣による療育支援を行っている。
- (4) 対外的に当センターの活動を周知するため、学会・研究会での発表および研修会の講師等を務めている。
- (5) 感染管理認定看護師は、看護部に所属し感染予防対策室で活動している。
感染予防対策チームの一員として、定期的な院内ラウンド、感染症発生時の対応や指導、院内感染予防対策マニュアルの作成など行った。また、効果的な感染管理を行うため、感染予防対策リンクスタッフとともに、学習会や研修会を行い職員教育や相談に対応している。
- (6) 医療安全管理者（看護師）を中心に医療安全管理室で兼務で活動している。
タスクチーム会とともに、医療安全対策や医療関連感染予防に対する活動に参加している。
インシデントレポートの分析や院内ラウンドなど実施している。また、研修会などを通し、職員教育に対応している。
- (7) 県からの委託を受け、慢性呼吸器疾患看護認定看護師と重症心身障害認定看護師が医療的ケア児等支援者・コーディネーター養成研修会の講師をつとめている。
- (8) 連携施設とのカンファレンスを通して、情報を共有し、看護の充実を図っている。